

11月1日
より

『冬期福祉手当』申請受付中



高齢の方や心身に障がいのある方の冬期間の在宅福祉の向上を図ることを目的に、「冬期福祉手当」を給付します。

【給付対象世帯】

町内に住所を有する世帯のうち、在宅で次の①～⑨のいずれかに該当する町民税非課税世帯とします。ただし、生活保護世帯は対象から除きます。

- ① 満75歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 満18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童を扶養するひとり親世帯
- ③ 八雲町寝たきり老人等在宅介護支援手当支給要綱に該当する方がいる世帯
- ④ 特別児童扶養手当の支給対象者がいる世帯
- ⑤ 特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方がいる世帯
- ⑥ 療育手帳Aの交付を受けている方がいる世帯
- ⑦ 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方がいる世帯

⑧ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯

⑨ 特定疾患医療受給者証(国が定める疾患に限る)の交付を受けている方がいる世帯

【手当の金額(年額)】

一世帯あたり5,000円

【交付申請の手続き】

申請する方は世帯主です。
必要なもの

世帯主の印鑑、世帯主名義の預貯金通帳、給付対象であることを証明するもの(各種手帳、特定疾患医療受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証、児童扶養手当証書など)

※代理人が申請書を提出する場合もこれらを持参してください。代理人の印鑑は不要です。

【受付期限】

令和2年3月31日(火)

【申し込み先】

- ・保健福祉課高齢者福祉係
- ・住民生活課社会係
- ・落部支所
- ・熊石総合支所住民サービス課

【問い合わせ先】

保健福祉課高齢者福祉係

(シルバープラザ内)

☎0137-64-2111

・熊石総合支所住民サービス課

☎01398-2-3111

△広告

司法書士・行政書士
やまびこ事務所

●登記 ●相続・遺言 ●後見 ●許認可 ●債務整理など

お気軽にご相談ください

0137-63-2917

司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]
八雲町本町67番地2F(ふたばさん2階)

八雲総合病院 地域医療講演会

vol.1

ワンヘルスと抗菌薬



近ごろ、動物界においても人の医療においても大きな問題が出てきています。

抗菌薬の効かない菌の問題です。これらの菌に感染した場合、治療が難しくなっているのが現状です。

なぜこのようなことが起こったのか？動物を飼育している人、動物の治療を行っている人、医療者そして一般住民の皆さんはこの問題に対して何ができるのかを一緒に考えてみましょう。

【日時】11月19日(火) 午後2時(1時間程度)

【場所】はびあ八雲 コミセンホール

【講師】八雲総合病院副院長 吉田 雅喜 氏

【主催】八雲総合病院(主管 感染対策室)

【問い合わせ先】

八雲総合病院 地域医療連携課 ☎0137-63-2185



八雲総合病院副院長

よし だ まさ き
吉田 雅喜